

都市計画課 予算書P136 金額6,233千円

目的

- ・市空家等対策計画に基づき、空き家の活用や除却などを効率的に実施する。
- ・空家等バンクを通じた取引に対する支援を行うことで、空家等の売買や賃貸借に係る取引を活性化させる。

内容

1 特定空家等の行政代執行事業

特定空家等に認定された建物の所有者が自主的対応を行わず、周辺に危険を及ぼす又は衛生上問題があり、早急な対応が必要な場合などに、行政代執行により建物等の除却を実施する。

令和元年12月末現在 特定空家 2件

2 空家等バンク活用支援事業

空家等バンクの活用を促進するため、支援補助金の制度を創設し、バンクを通じた取引の活性化を図る。

- ・登録物件の取得に対する補助(上限30万円・取得対価の5%以内)
- ・改修費用の一部補助(上限30万円・補助対象経費の1/2以内)